



第50回定時総会 講演会のお知らせ

- 1 日 時 令和6年5月24日(金)
午後4時～5時30分
- 2 場 所 柏日本閣
- 3 講 師 前川 喜平 氏
- 4 演 題 「岸田政権は日本をどこへ
連れて行くのか?」



松戸法人会 女性部会
「能登半島地震支援事業」
日本伝統芸能を楽しむ会



松戸法人会第50回 定時総会開催のお知らせ



公益社団法人松戸法人会

第50回定時総会開催のご案内

開催日 令和6年5月24日(金)

場所 柏 日本閣
(流山市前ヶ崎717
TEL 04-7146-2222)

重要

出席できない場合は、ご面倒でも先に送付しました第50回定時総会の開催のご案内(往復はがき)の委任状に記名押印をして必ず返送して下さい。委任状がないと総会の開催に支障をきたしますので、ご協力をお願い致します。

第1部 講演会 (午後4時～午後5時30分)

演題：「岸田政権は日本をどこに連れて行くのか？」
講師：現代教育行政研究会代表 元 文部科学事務次官
前川 喜平 氏

第2部 第50回定時総会 (午後5時40分～午後6時40分)

決議事項 令和5年度収支決算承認の件
監査報告
報告事項 令和5年度事業報告
令和6年度事業計画
令和6年度収支予算

第3部 懇親会 (午後6時50分～午後7時40分) *会員は無料 会員以外2,000円

女性部会第49回定例総会のご案内

開催日 令和6年5月17日(金) 16:00～

場所 聖徳大学10号館 14階
(松戸市松戸1169 TEL 047-308-5300)

次第

第1部 総会記念講演

講師：松戸税務署署長 東山 俊雄 殿
演題：「税のよもやま話」

第2部 第49回定例総会

議案 第1号議案 令和5年度事業報告
第2号議案 令和5年度決算報告
監査報告
第3号議案 令和6年度事業計画(案)
第4号議案 令和6年度収支予算(案)

第3部 懇親会

C O N T E N T S

第50回定時総会開催のご案内	2	鎌ヶ谷ブロック 親睦ゴルフ大会	10
女性部会第49回定例総会のご案内	2	県法連青年部会連絡協議会千葉サミット	11
令和5年度 第3回理事会	3	実務者研修会	11
私の本棚	3	新会員紹介	11
写真で見る 令和5年度地域別研修会	4	青年部会	12
税務署だより	6	女性部会	12
プロの視点	8	法人会の動き	13
キラビト紹介	9	クイズ(数独)	13
第50回常盤平さくらまつり	10		

表紙:日本伝統芸能を楽しむ会、第50回常盤平さくらまつり

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

令和5年度 第3回理事会

開催日 令和6年3月15日(金)午後3時開催

場所 松戸商工会館 5階会議室

右記の議案が上程されて、第3回理事会は、理事数61名中32名が出席で有効に開催されました。

審議事項につきましては、満場一致で承認可決されました。

また、報告事項につきましては、各ブロック長などより活動報告がありました。



大川会長のあいさつ

議事

審議事項

- (1) 第50回定時総会開催について
- (2) 令和6年度事業計画(案)について
- (3) 令和6年度収支予算(案)について
- (4) 全法連・県法連功労者表彰の推薦について
- (5) 設立50周年記念事業について
- (6) 設立50周年積立金取崩について

報告事項

- (1) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
- (2) 各ブロック、各委員会、各部会の業務状況について
- (3) その他



東山署長のあいさつ



理事会の様子

私の本棚

14年ぶりにこの本を読んでみました。『影法師』は、百田尚樹によって描かれた、歴史と現代が交錯する壮大な物語です。物語は、現代の主人公である新聞記者・水城英介が、偶然出会った戦国時代の武将・伊達政宗との交流を通じて、歴史の真実と自らの使命を追求する姿を描いています。

特筆すべきは、歴史と現代の対比が見事に描かれている点です。政宗と英介という二つの時代の対話を通じ

て、過去の出来事が現代にどのように影響を与えているか、また現代の視点で過去をどう捉えるべきかが問われます。また、政宗のような歴史的英雄像と現代の価値観との間に生じる葛藤や矛盾も描かれ、読者は歴史と現代の間に生じる関係性について考えさせられます。

『影法師』は、歴史と現代を軸にした壮大な物語でありながら、人間の葛藤や成長を丁寧に描いた作品でもあります。私にとって、歴史への理解を深めるとともに、自らの生き方や使命についても考えさせられる一冊です。

田居 寛康



写真で見る

令和5年度 地域別研修会

研修内容

- 第1部 講師：松戸税務署法人課税第1部門 西村審理担当官
演題：「令和6年から始まる税制」～定額減税・新NISA～
- 第2部 懇親会：開催ブロックにより懇親会

流山ブロック 3月6日(水) せきや

松戸法人会 流山
地域別研



大川会長のあいさつ



研修風景



懇親会であいさつする坂巻副会長

中央・明ブロック 3月8日(金) 松戸法人会館



杉浦ブロック長のあいさつ



高野副署長のあいさつ



研修風景

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

東部、常盤平、五香六実ブロック 3月11日(月) 常盤平市民センター



研修に参加された大川会長・浅野副会長・谷内副会長



浅野副会長のあいさつ



署の幹部のみなさん

馬橋・小金ブロック 3月14日(木) 新松戸未来館1階



駒野ブロック長のあいさつ



署大下1統括のあいさつ



齋藤厚生委員長による1本締め

鎌ヶ谷ブロック 3月18日(月) 鎌ヶ谷市中央公民館



星本ブロック長のあいさつ



研修風景



大澤副会長のあいさつ

ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- ・ 確定申告書提出時の所得税額から減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

給与を支払う事業者のみならずへ

定額減税は、令和6年6月1日以後に 支払う給与等から！

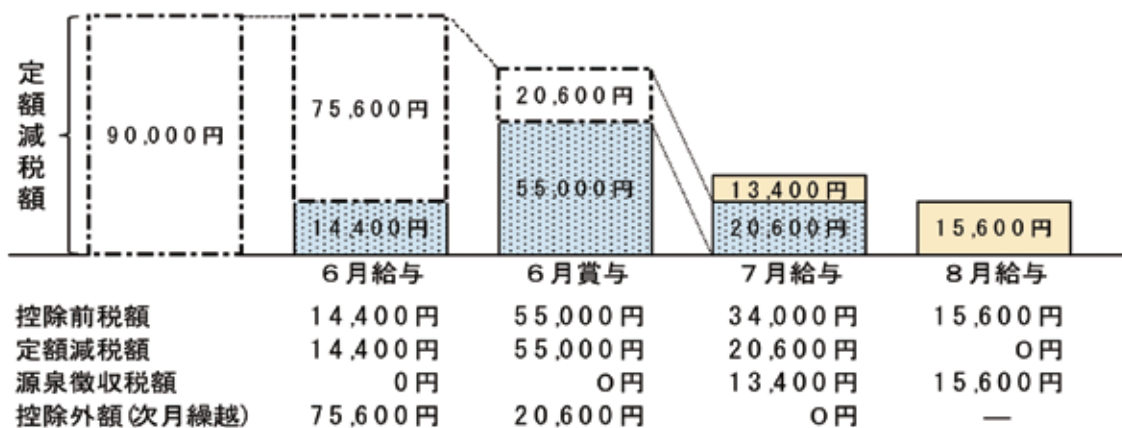
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】次の世帯構成の場合

区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
判定等				
同 一 生 計	—	○	○	○
職 業 等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収 入 金 額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定 額 減 税 額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



プロの視点



税理士法人JPコンサルタンツ
顧問税理士 小山俊明

賃上げ促進税制が強化されました!(令和6年度税制改正)

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡大し効果を深める目的、また、雇用の環境改善により人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブにもなり、賃金だけではなく働き方全般にプラスの効果を

及ぼすことを目的とした税制措置とされています。令和6年度税制改正大綱等を引用しポイントを以下のとおりお示しました、積極的に活用してみてはいかがでしょうか。

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除^{※1}

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除^{※1}

・(適用期限が3年延長され) **令和6年4月1日から令和9年3月31日まで**の間に開始する各事業年度が対象です。

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

	必須要件(賃上げ要件)	上乗せ要件① 教育訓練費 ^{※2}	上乗せ要件②【新設】 子育て両立・女性活躍支援 ^{※3}										
大企業向け 最大控除率35% (現行30%)	●適用対象:青色申告書を提出する全企業又は個人事業主												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続雇用者の給与等支給額(前年度比)</th> <th>税額控除率^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+3%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>+4%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>+5%【新設】</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>+7%【新設】</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ^{※1}	+3%	10%	+4%	15%	+5%【新設】	20%	+7%【新設】	25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし ⇒ 税額控除率を5%上乗せ
	継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ^{※1}											
	+3%	10%											
	+4%	15%											
+5%【新設】	20%												
+7%【新設】	25%												
	+	+											
中堅企業向け【新設】 最大控除率35%	●適用対象:青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主 (その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続雇用者の給与等支給額(前年度比)</th> <th>税額控除率^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+3%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>+4%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ^{※1}	+3%	10%	+4%	25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ				
	継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ^{※1}											
+3%	10%												
+4%	25%												
	+	+											
中小企業向け 最大控除率45% (現行40%)	●適用対象:青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>全雇用者の給与等支給額(前年度比)</th> <th>税額控除率^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+1.5%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>+2.5%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ^{※1}	+1.5%	15%	+2.5%	30%	前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乗せ	くるみん以上 or えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ				
	全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ^{※1}											
+1.5%	15%												
+2.5%	30%												
	+	+											

★中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました^{※4}【新設】

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度

中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。

※4 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で!

取材レポート

キラヒト紹介

社会福祉法人まつど育成会

〒270-2204 千葉県松戸市六実1-64
TEL.047-389-4172



まつぼっくり全館

社会福祉法人まつど育成会は2016年に松戸市に「まつぼっくり」という入所施設を設立しました。「松戸手をつなぐ育成会」という親の団体があります。障害を持つ親たちは、常に「親亡き後」をテーマに我が子が安心して暮らせることを願います。その思いが形となって法人が生み出され、初代の園長になりました。現在は国の考え方も大きく変わり、「入所施設」という大きな集団ではなく、グループホームや一人暮らしを推奨しています。そのような状況もあり「まつぼっくり」は入所施設として許可された最後の入所施設となりました。親の想いは想いとして、障害があってもひとり一人が暮らし方を考え、その人に合った暮らし方を目指すことが大切なことです。まつど育成会では設立当初から、あえて「通過型」とし、入所施設が必ずしも終の棲家ではないという視点で支援を継続してきました。

すでに開所から20年が経ちましたが、その間に11か所のグループホームを設立し、57の方が、まつぼっくりを「通過」しました。まつど育成会のグループホームは、他のグループホームと大きく違うことがあります。それはまつぼっくりに入所している間にそれぞれの相性や障害特性を勘案して、仲間選びから始まります。そして一緒に暮らす方が決まってから、設計に入ります。それぞれに暮らし方や気になることが違います。とはいえ一人で暮らすことは難しく、支援やサポートを必要とする方たちです。ですから、他人と暮らすことのデメリットを最大限に省いた建物造りを考えます。親御さんも交えてじっくり話し合い、設計士に要望を伝えます。ご本人発

統括施設長
早坂 裕美子



信は上手にできない方も多いからです、繰り返し、繰り返し根気よく、職員も設計士もお付き合いしながら、暮らしの場づくりをしてきました。暮らし始めて、それぞれがより充実した姿に変容していく様に、法人として取り組みが間違っていないと思わせていただいています。

日中の活動場所も、少しずつ広げていきました。障害のあるお子さんの多くは「特別支援学校」もしくは「支援級」に通うことが多いですが、高等部から大学や専門学校の進学はかなり難しくなります。ですから高等部を卒業すると、卒業後の進路として就労か日中参加できる渴望の場を探します。つまり、高校を卒業と同時に学びの場が奪われてしまいます。しかし、前提として障害があるのですから、健常な方たちのように急に大人扱いされても困るばかりです。知的障害や、自閉症等の多くの障害のある方は、「学べない」「できない」と誤解されます。それは自ら何を学べばよいか選別がつかないだけです。必要なことを学んでから、まつど育成会では「ゆっくり大人になろう」をコンセプトに日中の活動の場も育ちに合わせて選んでいけるよう「通過型」として、法人内の事業所にとどまらず、チャンスがあればステップアップを目指すようにしています。福祉とは人の幸せを願う職業です。とはいえ、人の人生に土足で踏み込んではいけません。一緒に考え、言葉があってもなくても、ひとり一人の思いを探り、受け止めながらより良き人生を得るためのお手伝いがしたいと思っています。



地域交流イベント

第50回常盤平 さくらまつり

3月30日(土)・31日(日)に常盤平さくらまつりが開催されました。当法人会は30日に出席し、税金クイズを行いました。今年は3月下旬に気温が上がらずソメイヨシノはまだつぼみの状態でしたが、前日午後からぐんぐん気温が上昇し30日は冷たいペットボトルのお茶も30分置いておくと温かいお茶になるほど快晴となりました。満開のさくらの元とはいきませんでしたが、それでも晴天に恵まれ初夏のような気候も相まって、大変多くの方々がさくらまつりに訪れました。

開始時間の11時にはすでに「税金クイズ」の問題用紙を求める親子連れが列を作っていました。参加した松戸法人会のメンバー、大同生命職員の方々が総出で対応にあたり回答を終えておもちゃを選ぶ子供達のうれしそうな顔が大変印象的でした。また松戸税務署の東山署長・高野副署長、大下法一統括官をはじめ総勢6名の職員の方々も開始から終了までご参加頂きました。さらにe-Taxのキャラクター「イータ君」の着ぐるみも登場し、会場をおおいに盛り上げてくれました。クイズの中には大人でも勘違いしている問題もあり「しらなかった〜」「そうなんだ〜」と感心している親御さんも多くいらっしゃいました。

ご参加頂きました皆様のご協力のもと14時の終了時

開催日 令和6年3月30日(土)
場所 テント村(西友第3駐車場)

刻の30分前には用意した問題用紙をすべて配り終え「税金クイズ」を無事終了する事が出来ました。ご協力いただいた皆様ありがとうございました。

常盤平ブロック長 小口 泰伸



イータ君を囲んで
応援いただいた
東山署長・高野副署長



税金クイズで親子連れでにぎわう様子

鎌ヶ谷ブロック 親睦ゴルフ大会

令和6年2月16日(金)に松戸法人会鎌ヶ谷ブロック親睦ゴルフ大会が鎌ヶ谷カントリークラブで開催されました。天候にも恵まれ33名の方々にご参加して頂きました。コロナも5類に移行したこともあり、懇親会、表彰式も開催させて頂きました。大川会長、荒木相談役にもご協賛頂き、豪華景品が行き渡るようにしました。ご協賛を頂いた方々には、大変感謝を申し上げます。成績は、優勝 石川 正和様、準優勝 葛山 英雄様でした。おめでとうございます。

来年は、鎌ヶ谷ブロックでは、2年に1度の研修旅行も開催すると思っておりますので、ご参加頂きます様、よろしくお願い致します。

中沢支部長 小林 信基

開催日 令和6年2月16日(金)
場所 鎌ヶ谷カントリークラブ



表彰式の様子

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

県法連青年部会連絡協議会 千葉サミット

開催日 令和6年2月20日(火)
場所 ホテルポートプラザちば

2月20日14時よりホテルポートプラザちばにて青年部会連絡協議会常任理事会が開催され3局連会長会議が10月18日に千葉にて開催が決定した旨の報告がなされ、当日に行われる講演や会議内容について協議し健康経営に関する内容で進めることで承認されました。また、15時より開催の千葉サミットは当会より7名の参加で、1部講演は東京大学薬学部教授の池谷裕二様をお招きしての「AIがもたらす未来～人工知能の現在とこれからの社会～」と題し、Chat GPTを始め、AIが優れているところ、人間の脳の方が優れているところなどを具体的な実例を用いての講演内容で私自身実りのある講演会でぜひ、松戸のメンバーにも一度聞いてもらいたいと思いました。

第2部の懇親会では松戸のメンバーで1テーブルとなりメンバー同士の交流を深められたことはもちろんのこと。14法人会青年部が一同に集まる機会自体が少ない為、積極的に名刺交換を行う実ある千葉サミットでした。

青年部会長 山崎 修太郎



池谷氏の講演の様子

実務者研修会 ～新任者研修～

開催日 令和6年4月2日(火)
場所 松戸法人会館 3階会議室

桜も咲き気温も暖かくなり、春らしくなるこの季節、初々しい新入社員の姿をみかける4月、実務者研修会では、源泉所得税事務を担当される新任者を対象に、源泉所得税の基礎知識の習得を目的とした「新任者研修」を松戸税務署法人課税第2部門の牧島審理担当上席を講師にお招きして開催しました。

「源泉徴収制度の概要」及び「毎月の徴収事務のしかた」の研修を行いました。



牧島講師による研修の様子

新会員紹介

(令和6年2月1日～令和6年4月3日)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
中央第二	(株) 令和ミライス	福島 拓朗	松戸市小山711-3ソフィア松戸214	080-4470-7111	飲食コンサルタント業
根本	(株) ヤガテ	篠原 駿也	松戸市根本235-3ひまわりマンション2F	047-382-5906	配送業
和名ヶ谷総台	(株) ボンダイ	木村 勝利	松戸市総台2-39-9	047-703-1169	サービス業
西馬橋	(株) アサヒサービス	秦 則之	松戸市西馬橋蔵元町108 HIRAKAWA503号	047-712-2348	建設業
新松戸	(株) 西野工業	西野 恭輔	松戸市新松戸6-173-201	090-1179-9115	金属加工業
小金東	(株) 特装技建	茂木 弘安	松戸市小金239-16	047-348-3377	建設業
流山北部	(有) 栗田電溶鉄筋	栗田 秀登	流山市西深井251-7	04-7155-0177	建設

青年部会

移動例会「東京湾アクアライン裏側探検」

2月9日(金)の早朝、JR松戸駅に集合し、大型バスに乗って東京湾アクアラインに向かいました。当日は晴天に恵まれ、高速道路を走っていると、東京湾の向こう側には富士山と南アルプスをはっきりと見ることができました。

目的地の海ほたるに到着したあと、セミナールームで注意事項と誓約書にサインをし、いよいよ普段見学することが難しいアクアラインの地下(海底トンネル)に潜入開始。緊急避難通路となる東京湾アクアライン裏側探検をいたしました。

東京湾アクアラインは今から35年前の1989年に着工し1997年に開通しました。この道路の全長は約15キロメートルあり、全体の3分の2(川崎側)を海底トンネルとし、残りの3分の1(木更津側)が橋梁で構成されており、船舶の往来状況や海底地盤の強度を配慮し計画が進められ、1兆4000億円を投じて建設された日本の最高技術の結晶を見学することができました。また、トンネル内で事故が起こった際はこの緊急避難通路を使って、消防車や救急車などが素早く現場に駆け付け人命救助活動を行います。

開催日 令和6年2月9日(金)
方面 東京湾アクアライン他

見学を終えた後、そのまま東京湾アクアラインを川崎方面に向かい、横浜中華街で懇親会が行われました。この懇親会では普段なかなか会う事の出来ない青年部会メンバーと食事をしながら、仕事の話や家庭の話など食事をしながら懇親を深めることが出来ました。

最後になりますが同世代のメンバーと活動することで、様々な知識や考え方を得るとともに、時には悩み事も相談できる素敵な青年部会だと例会に参加するたびに感じます。

齋藤 健一



女性部会

～ 能登半島地震支援事業 ～ 日本伝統芸能を楽しむ会

令和6年3月7日(木)14時より松戸法人会3階会議室に於いて「日本伝統芸能を楽しむ会」が開催されました。

今回は太神楽・獅子舞・落語の3部構成で行われ、太神楽社中(鏡味千代・春本小助・鏡味仙成・鏡味小時)・春風亭弁橋様(落語)をお招きしました。

太神楽は「舞」「曲芸」「話芸」「鳴り物」の4つの柱から成り立っており、今回は「曲芸」「舞」「鳴り物」の傘回し・曲芸・五階茶碗が披露されました。その後獅子舞が登場、一人一人に邪を払い福が来るようにと頭を噛む仕草をしてもらい、ご祝儀を口の中へ入れる方もおり、とても盛り上がりました。

3部目の落語では、演者と観客の会員の方々の気持ちがとても

開催日 令和6年3月7日(木)
場所 松戸法人会3階会議室

近く感じられ大笑いをして楽しい時間を過ごしました。

太神楽は、戦乱が収まり徳川家康が江戸幕府を開府すると格大名に付いて回り、地方へ広がり、獅子舞で氏子の家々をお祓いする風習が生まれ、神様への奉納、氏子への祈祷などの祈禱芸能として受け継がれました。その後、落語を提供する寄席芸能の出現に伴い、太神楽も寄席芸能に加わり発展してきたようです。

その後は、クアトロスタジオネさんの日本一に輝いたレモンケーキをはじめ数々のスイーツをバイキング形式で美味しくいただきました。

(参加費は、1月に大地震で被災した石川県へ全額寄付させていただきました)
金子 美代子



国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

法人会の動き

5月		
月日	開催行事	会場
	第1回広報委員会	松戸法人会館
5/7	50周年事業実行委員会(記念誌・広報PR)	松戸法人会館
	青年部会第2回正副部会長会	未定
9	第1回税制委員会	松戸法人会館
10	税の相談日(藤原宗和先生)	松戸法人会館
13	県法連令和6年度第1回理事会	ホテルポートプラザちば
15	実務者研修会「第1回消費税基礎コース」	松戸法人会館
	第1回研修委員会	松戸法人会館
16	実務者研修会「第2回消費税基礎コース」	松戸法人会館
	青年部会第2回役員会	松戸法人会館
17	女性部会「第49回定例総会」	聖徳大学10号館

20	県法連青年・女性連協理事会・合同講演会・合同交流会	ホテルポートプラザちば
	県法連青連協第2回常任理事会	ホテルポートプラザちば
22	新設法人説明会(ZOOM併用)	松戸法人会館
	決算期別説明会(ZOOM併用)(洞口智志先生)	松戸法人会館
24	松戸法人会「第50回定時総会」	柏日本閣

6月		
月日	開催行事	会場
6/4	県法連第1回税制委員会	ホテルポートプラザちば
14	税の相談日(堀田隆之先生)	松戸法人会館
17	県法連第11回総会・役員大会	三井ガーデンホテル千葉
19	決算期別説明会(木村春男先生)	松戸法人会館
25	松戸音楽フェスティバル第1回会議	松戸市文化ホール

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、行事予定が変更となる可能性があります。
5月6月の予定については、当法人会ホームページの「行事予定」をご覧ください。

第25回 クイズ (数独)

【問題】空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。
すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。
なんだかわかりますか？

- ① 思案投(?)
 竜頭蛇(?)
 (?)網打尽
 突(?)作業
- ② (?)祖伝来
 鬼(?)仏心
 信賞(?)罰
 優(?)劣敗

第24回クイズ(3月号)の回答
 答え A本 B屋

作者紹介

株式会社ニコリ
 日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

正解者の中から抽選で5名の方に
 QUOカード 2,000円分をプレゼント!

「クイズ(数独)」の懸賞応募方法について

以下の方法から選んでご応募ください。

1 QRコードでの応募



2 郵便はがきでの応募

- クイズの答え ①○○○○ ②○○○○
- 郵便番号
- 自宅住所
- 氏名を明記の上、〒271-0076 千葉県松戸市岩瀬108 公益社団法人松戸法人会事務局までお送り下さい。

締切日は、令和6年5月31日(金)とさせていただきます。

なお、郵便はがきは締切日当日の「消印有効」とさせていただきます。応募は、お1人様1回(1通)限りさせていただきます。

たくさんの応募をお待ちしております。

当選者の発表はQUOカードの発送をもってかえさせていただきます。

正解は、次号NO.292号(7月号)に掲載します。

このページの懸賞情報に関するお問合せや苦情等には対応できかねますのでご容赦ください。

会員シール

松戸法人会 会員

FB0107

●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	青島出資	一虎番
年	月	日	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
松戸市 松戸税務支署													

- ※ 1 上の会員シール(印刷)を切り取る。 2 提出分法人確定申告書「別表一」の上部余白にはりつける。

会員企業紹介

業者選びに迷ったら、安心の地元業者のリンクスにおまかせください!!
リンクスは高い専門的な技術力でお客様の期待に応えます

リフォーム・修繕工事

お家のことなら私たちにおまかせください

現地調査・お見積り・雨漏り調査 無料!!
まずはお気軽にご相談ください!

千葉県知事許可（般-3）第55069号

Link's

株式会社 Link's

☎047-317-5099

リンクス リフォーム 検索

千葉県松戸市新松戸4-202 関口第6ビル1F

スマホからは



Instagram



千葉大学園芸学部（松戸キャンパス）緑のテラスのデザイン **GOOD DESIGN AWARD**



柏市あけぼの山公園さくら山再生計画・デザイン 福島県大熊町大川原地区復興拠点の公共空間デザイン



弊社（株）ランドプランニングは、まちやコミュニティやみどりの計画デザインに係る専門技術サービスを提供する会社です。専門分野であるランドスケープデザインは、都市計画・土木・建築・造園に跨る技術分野で、まちづくり・景観・環境・造園のデザインを行います。近年では空間のデザインだけでなく、官民問わず遊休資産の活用・リノベーションのための企画・運営コンサルティングを手掛けることも多くなっています。



LAND PLANNING

株式会社ランドプランニング
〒271-0092 千葉県松戸市松戸1230-1 ビアザビル9F
TEL 047-710-6120 / <https://landplanning.jp/>

代表取締役 / 千葉大学客員教授
萩野 一彦



編集雑記

「科学者」と言われる方々は面白い人が多いようです。どんなに有名な論文を発表して結論付けても、その後の研究によって違う事実が判明すればコロッと意見を変えて全く違う結論を堂々と発表するそうです。しかし、それができてこそ本物の科学者であるとのこと。事実を事実と認めず、一度言ってしまったから変更ができないのは政治家の皆さん。

昨今の自民党派閥政治資金パーティー裏金事件のニュースを見ると本当に納税する意欲が薄れます。事実をいかに誤魔化そうとすればするほど国政への信頼が薄れていくことが分からないのでしょうか。事実を事実と認め、素直に謝る面白い政治家が生まれることを切に願います。税金が国や地域の為に役立っていると実感できるニュースが増えることを望みます。

齊藤 清光